ない。

9　無線通信局の援助を求めていない主管庁は、付録第４号[5]に記載された適切な情報とともに、事前公表情報と調整要請を§４の情報の提出と同時に提出することができる。

10　上記§８又は§９で規定する全ての情報を受取次第、第9.34号によりまだ処理されていない提案に先立ち、無線通信局は直ちに、

a)　第１附属書及び§１から§３までとの情報の整合性を審査し、

b)　第11.31号との情報の整合性を審査し、

c)　本添付文書の第２附属書に準拠し、調整が必要[6]となる主管庁を特定し、

d)　それらの名前を以下のe)の公報に記載し、

e)　必要に応じ、全ての情報を４か月以内にBR IFICにて発行[7]する。無線通信局が前記期限を守ることができない場合は、その理由とともに、その旨を定期的に主管庁に通知し、

f)　関連するBR IFICへの注意を喚起しつつ、講じた措置を関係主管庁に通知し、その計算結果を送付する。

11　情報が不完全だとされた場合、無線通信局は直ちに当該主管庁から必要な明確化と未受領の情報の提出を求める。

12　本決議の規定は、無線通信規則第９条から第11条までの規定に追加されるものである。

1　提案の数は、付録第30号のプランの国別軌道割当数から、当該主管庁のMIFRの中の通信網、第11条により通告された申請及び第9.34号による審査が成功裏に終了して第9.38号により公表されている申請のための軌道位置の数を引いた数を上回ってはならない。

2　軌道位置の数は、付録第30号のプランの国別軌道割当数を超えてはならない。

3　隣接地域への好ましくない境界を削減しつつ所要の境界を達成するために、場合によっては、複合ビームが必要になることがある。

4　自国の領域（上記§３参照）を含むために２つ以上の軌道位置を必要とする国は、点を結んだ多角形が自らの他の軌道位置による多角形と重ならないような点を軌道位置ごとに提案するものとする。

5　この特別手続による申請においては、調整情報は、事前公表情報と同じ日に受付可能である。

6　無線通信局は、調整が必要となる衛星通信網の特定を同様に行うものとする。

7　衛星通信網のファイリングの費用回収に関わる修正理事会決定第482に基づいた支払が行われない場合、当該主管庁に通知した上で、無線通信局は発行を無効にするものとする。無線通信局はその措置を全主管庁に通知し、当該発行に記載された衛星通信網を無線通信局と他の主管庁が以後考慮する必要がない旨を通知する。払込みが受領されている場合を除き、前記理事会決定第482に準拠した支払締切日の２か月前までに、無線通信局は督促状を通知主管庁に発送する。（WRC-12）

決議第553の添付文書の第１附属書（WRC-15､改）　本決議の特別手続に基づいて第一地域及び第三地域のBSS通信網のための提出に使用される技術的パラメータ

a)　受信地球局のアンテナ直径は、45-120cmの範囲でなければならない。受信端局アンテナの輻射パターンは、ITU-R勧告BO.1900に準拠するものとする。

b)　受信地球局の雑音温度は、145-200Kの範囲とする。

c)　宇宙局の送信e.i.r.p.は、43.2dBW/MHzから58.2dBW/MHz[8]の範囲とする。

d)　業務エリアは、当該国の国境と無線通信局により作成された最小楕円の境界により限定されるものとする。

e)　広大な又は分散した領域を持ち、全ての領域を含むには複数の軌道位置が必要となるような主管庁の場合には、各軌道位置のために上記§4に基づき提出された点を結んだ多角形はお互いに重ならないこと、また、第9.34号による審査が成功裏に終了して第9.38号により公表されている当該主管庁のネットワークの業務範囲と重なってはならないこと。

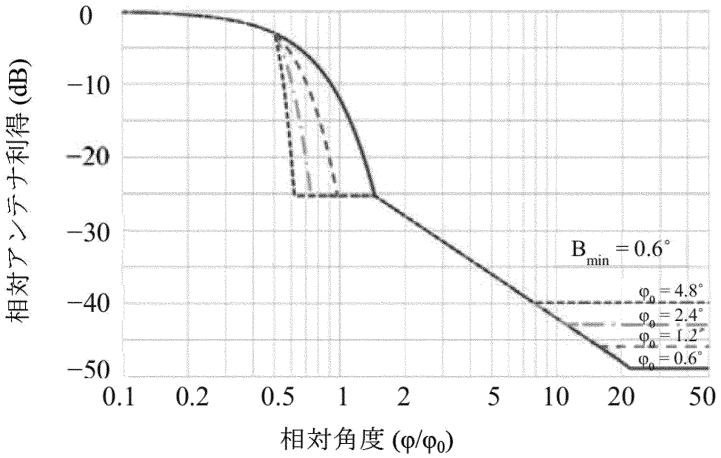
f)　地理的座標を伴った20未満の点で生成される最小楕円境界[9]

g)　送信宇宙局の参照パターンは、以下の図１に従うこと。

h)　送信宇宙局アンテナの最大指示誤差は、いかなる方向に対しても0.1°であること。

i)　送信宇宙局アンテナの最大回転誤差は、±1°であること。

図１*（WRC-12）　急峻なロールオフ特性の主ビームを持つ衛星アンテナの参照パターン



$$G_{max} = 44.45 - 10\log(\varphi_{01} \cdot \varphi_{02}) \quad \text{dBi（WRC-12）}$$

曲線A：主ビーム利得に対する相対利得（dB）

$12(\varphi/\varphi_0)^2$	$0 \le (\varphi/\varphi_0) \le 0.5$ の場合
$-12\left[\dfrac{(\varphi/\varphi_0)-x}{B_{min}/\varphi_0}\right]^2$	$0.5 < (\varphi/\varphi_0) \le \dfrac{1.45B_{min}}{\varphi_0}+x$ の場合
-25.23	$\dfrac{1.45B_{min}}{\varphi_0}+x < (\varphi/\varphi_0) \le 1.45$の場合
$-(22+20\log(\varphi/\varphi_0))$	$(\varphi/\varphi_0) > 1.45$ の場合

曲線Bとの交差から先は、曲線Bと同じである。

曲線B：主ビーム軸上の利得の負の値（曲線Bは、図1に示すように異なったφ_0の値を持った４つのアンテナの例を示している。これらのアンテナの軸上利得は、それぞれ約39.9、42.9、45.9及び48.9dBiである。）（WRC-12）